

網走市自主防災組織等活動補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自主防災組織等が行う防災活動の促進を目的に交付する網走市自主防災組織等活動補助金（以下、「補助金」という。）について、網走市補助金等交付規則（昭和57年規則第18号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 自主防災組織
- (2) 町内会・町内会連合会
- (3) その他市長が特に認める者

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 自主防災訓練
- (2) 防災に関する教育又は啓発を目的とする事業
- (3) その他市長が特に認める事業

(補助金の交付)

第4条 市長は、前条に規定する補助対象事業の実施に必要な経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 市長は、補助金の交付を受けようとする者が、前条に規定する事業を実施する場合において、他の補助金の交付を受けているときは、前項の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、別表に掲げるとおりとし、第3条に規定する補助対象事業に要する経費とする。

(補助金額)

第6条 補助金額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条第1号に規定する事業は、補助対象経費の全額とし、2万円を限度とする。
- (2) 第3条第2号に規定する事業は、補助対象経費の全額とし、5万円を限度とする。

(網走市補助金等交付規則の準用)

第7条 当該補助金の交付にかかる申請、交付決定及び実績報告その他の手続きは、網走市補助金等交付規則第4条から第26条の規定を準用する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

別表 補助対象経費

補助対象事業	補助対象経費
自主防災訓練	・消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、会場借上料、保険料、燃料費、原材料費等の経費
防災に関する教育又は啓発を目的とする事業	・消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、会場借上料、講師旅費、講師謝礼等の経費